

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名: 板ガラス T2X-1
会社名: 日本電気硝子株式会社
住所: 〒529-0292 滋賀県長浜市高月町高月 1979 番地
担当部門: ディスプレイ事業本部 ディスプレイ事業部 品質保証部
電話: 0749-85-2233
FAX: 0749-85-4075

2. 危険有害性の要約

GHS分類: 分類基準に該当しない

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 本製品は成形品です。
化学名: アルカリアルミノシリケートガラス
CAS 番号: 65997-17-3 (Glass, oxide, chemicals)
濃度又は濃度範囲(含有率): 100%

ガラスは化学物質審査規制法(化審法)における官報公示整理番号及び化学物質排出把握管理促進法(化管法/PRTR法)・労働安全衛生法(安衛法)における政令番号に該当する化学物質ではありません。

4. 応急措置

通常の手配りにおいては応急措置は必要ではありませんが、切断等を行う作業において粉じんが発生する場合は、下記の措置をとること。

吸入した場合:

鼻をかみ、水でよくうがいをする。もし鼻や喉にかゆみや痛みなどの異常が残るようであれば医師の診断を受けてください。

皮膚に付着した場合:

石けんと多量の水で洗い流す。

眼に入った場合:

目をこすらないこと。異物感がなくなるまで流水で洗浄する。もし痛みが残るようであれば医師の診断を受けてください。

飲み込んだ場合:

水でよく口の中を洗浄したのち、医師の診断を受けてください。

5. 火災時の措置

この製品は燃焼しない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

破断面は鋭利な刃物状になっているので、作業の際には必ず適切な保護具(保護手袋、保護めがねなど)を着用する。

環境に対する注意事項:

特にありません。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

破損したときは飛散しないようにし、ほうきまたは真空掃除機を用いて回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

取扱いによって破損する場合がある。破損した場合は、破断面は鋭利な刃物状になっているので、取扱い中は必ず保護手袋、保護めがね、保護衣を着用すること。

保管:

特になし。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策:

加工等の作業時に、 $10\mu\text{m}$ 以下の微細なガラス粉じんが多量に発生する場合は、局所排気装置および集じん装置を設置すること。

管理濃度:

粉じん障害防止規則: $3.0\text{mg}/\text{m}^3$

許容濃度:

OSHA: $5\text{mg}/\text{m}^3$ TWA(吸入性粉じん)

保護具:

作業環境を考慮して、必要に応じて保護具をお使い下さい。

呼吸用保護具:	保護(防じん)マスク
手の保護具:	保護手袋(ポリアミド系繊維など耐切創性に優れたもの)
眼の保護具:	保護めがね(サイドカバー付き/ゴーグルタイプ)
皮膚及び身体の保護具:	保護衣(上衣:長袖 下衣:長ズボン)

9. 物理的及び化学的性質

外観: 透明な板状

臭い: 無し

pH: 特性なし

融点: 無し

燃焼性: 燃焼しない

溶解度: 不溶(水)

軟化点: 約 860°C

密度: 約 $2.45\text{g}/\text{cm}^3$

10. 安定性及び反応性

安定性: 通常の状態では安定である。

11. 有害性情報

データなし

12. 環境影響情報

データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄の方法は一般的な産業廃棄物と同様に取扱ってください。その他関係法令の定めるところに従ってください。

14. 輸送上の注意

輸送上の注意は特にありません。国連分類及び国連番号に該当しません。

15. 適用法令労働安全衛生法に関して

粉じん障害防止規則別表1の第6号の鉱物(本製品)を裁断等をする場所において作業を行う場合には、労働安全衛生法施行令の規定に定められた「粉じん障害防止規則」が適用されます。本製品では遊離ケイ酸が0%であるから、粉じん管理濃度は次式に従い、 $3.0\text{mg}/\text{m}^3$ となります。 $E=3.0/(1.19Q+1)$ (E:管理濃度、Q:粉じん中の遊離ケイ酸含有率(%))。

化学物質排出把握管理促進法に関して

化学物質排出把握管理促進法(化管法/PRTR法)施行令別表第1の第1種指定化学物質に「ほう素化合物」が挙げられています。

通常のご使用の範囲であれば、PRTR法の届出の対象にはなりません。溶融、蒸発又は溶解等を伴う工程においては、当該化学物質の排出量、移動量等、同法の定めるところにより届出が必要となります。

REACH 規則に関して(参考)

欧州規則 No.1907/2006 (REACH 規則)において、本製品は成形品です。従って、危険な物質・混合物に対して要求される SDS を発行する義務はありません。

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって特殊な取り扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご使用下さい。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。